

写

北海道市町村職員退職手当組合告示第4号

令和元年10月29日付け北退手第133号にて申請を行った北海道市町村職員退職手当組合同約（昭和32年32地第175号指令許可）の一部を別紙のとおり変更することについては、令和2年3月11日付け総行市第15号をもって地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づく総務大臣の許可となった。

令和2年3月27日

北海道市町村職員退職手当組合

組合長 井 上 久 男

北海道市町村職員退職手当組合理約の一部を変更する規約

北海道市町村職員退職手当組合理約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表 一部事務組合及び広域連合の表空知管内の項中「、北空知葬斎組合」を削り、同表日高管内の項中「、日高地区交通災害共済組合」を削り、同表十勝管内の項中「、池北三町行政事務組合」を削る。

附 則

この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。